

## Q 1 なぜ給付費通知の定期的な発送が終了となるのか。

介護給付適正化の主要事業として、これまで「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」及び「介護給付費通知」の5つの事業が国の指針で位置付けられており、本市においても年に4回（3月・6月・9月・12月）定期的な発送をしておりました。

今回国の指針が見直され、費用対効果を見込みづらい「介護給付費通知」が令和6年度より主要事業から除外され、保険者の任意事業として位置づけられることとなりました。

本市においても費用対効果が他の主要事業に比べて低い状況であるため、定期的な発送を終了することとなりました。

## Q 2 確定申告を提出する際に、医療費控除の添付資料として医療費通知と同じく給付費通知を使用していたが、今後どうすればいいのか。

そもそも介護給付費通知は、介護給付適正化の一環として、利用者本人（又は家族）に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知することで不適正事例の発見の契機となることを目的としたものです。

確定申告の際の医療費控除については、すべての介護サービスが対象となるのではなく、医療に関連するサービスのみが対象となるため、医療費通知のように、申告の際に添付する通知書ではありません。支払った介護サービス費のうち、医療費控除の対象となる金額については事業所からの領収書に記載されていますので、そちらを確認し、医療費控除の明細書に記入することとなっています（申告に使用した領収書は5年間保管が必要）。

## Q 3 自分が利用した介護サービス費を書面で確認したいときは今後どうすればよいか。

令和6年度からは定期的な発送は終了しますが、サービス費の確認のため、通知書の発送を希望される方には、申請により介護給付費通知の発送を行います。申請日に即日交付はできませんのでご了承ください。通知に記載できる介護サービス利用月は、申請日より3ヵ月以前のものとなります。また、申請月の5年前の介護サービス利用月までは通知に記載可能です。

**Q 4 申請すれば今までと同じように定期的な発送は可能か。**

定期的な発送は令和5年度で終了となります。令和6年度からは希望するサービス利用月を申請書に記入していただくことにより、申請の都度、介護給付費通知をお送りします。

**Q 5 介護給付費通知は申請からどのくらいで発送されるのか。**

できるだけ早めに処理するようにしますが、遅くとも申請から14日以内には発送します。急ぎの場合は、申請の際に職員に伝えてください。